

平成22年度第5回習志野市社会教育委員会議事録

日 時：平成23年2月16日（水） 午後1時30分から午後3時00分まで
場 所：消防庁舎4階 会議室

出席委員：三幣 芳夫委員・鈴木喜代秋委員・鮎川 由美委員・山本 文男委員
春名 和美委員・榎 英子委員・秋山奈穂子委員・朝倉 征夫委員

欠席委員：三代川寿朗委員・武田 光広委員

出席職員：植松教育長・藤田生涯学習部長・早瀬生涯学習部次長・及川生涯学習部副技監
星社会教育課長・松岡生涯スポーツ課長・寄主青少年課長
田久保青少年センター所長・岡野菊田公民館長・井澤大久保図書館長
関生涯スポーツ課主幹・浅野目青少年課主幹
河栗社会教育課係長・増田社会教育課主事補

会議次第

1. 委員長挨拶
2. 教育長挨拶
3. 議事録署名人選出

委員長から、山本文男委員と秋山奈穂子委員を指名

4. 平成22年度第4回習志野市社会教育委員会議事録の承認について
～議事～

5. 協議事項

- (1) 習志野市立図書館への指定管理者制度導入について
(教育委員会への答申事項)

委員長

前回の会議で頂いた意見をもとに修正を行った。お手元の資料の網掛け部分が追加した箇所、二重取り消し部分が削除した箇所となっている。前回同様に修正を加えた箇所を段落ごとに協議する。

まず、「1 はじめに」を協議する。

(事務局が「1 はじめに」を読み上げ)

委員長

それでは各委員のご意見を伺う。

【質疑なし】

委員長

意見がないようなので、原案通りとする。
続いて「2 課題の認識」について協議する。

(事務局が「2 課題の認識」を読み上げ)

委員長

それでは各委員のご意見を伺う。

【質疑なし】

委員長

意見がないようなので、原案通りとする。
続いて、「3 審議の結果」については修正箇所がないので、続いて、「4 答申」
について協議する。

(事務局が「4 答申」を読み上げ)

委員長：それでは各委員のご意見を伺う。

【質疑】

委員

答申案の中で、「図書館」と「サービス」が使い分けられているように感じるが、何か意味があるのか。

生涯学習部次長

前回の会議において、「図書館サービス」と「サービス」の意味が非常に分かりづらいという指摘があった。それを受けて委員長と副委員長が答申案を修正し、図書館全体のサービスを意味するものを“図書館業務”、一般的なサービスを意味するものを“サービス”とした。

委員

要するに、改良される図書館サービスとは、答申案 P.2 の「祝日開館」や「お話し会」というのが具体的な内容であって、裏を返せば、この2つだけだということなのか。

生涯学習部次長

中心館の大久保図書館に正規職員司書を集約することの効果も重要なことだと考えている。現状として、司書は各図書館に分散し、臨時的任用職員との体制で運営している。司書が一か所に集まり、図書の選書や廃棄処分、図書館全体の蔵書構成というものを、日常的に司書同士が討議しながら進めていくことにより、継続的な図書館運営を行っていけると考えている。しかしながら、私が今述べたことに関しては、一般市民の方々にはわかりにくい部分かと思う。この答申案は、委員長と副委員長が、今後市民の方にも公開される可能性があることを考慮して、わかりやすい文面にした。

委員長

全体を通して何か意見はあるか。

【質疑なし】

本日配布した資料をもって答申としてよろしいか。

(了承を得る。)

委員長

最終的な答申については、書式を整え、完成させたくうえで、委員の皆様にも事務局より送付させる。

また、教育長への報告については、私と副委員長に一任させていただきたいと思う。

6. 平成23年度習志野市社会教育委員会議の日程について

スケジュール表を基に事務局から説明

7. (仮称) 大久保地区パートナーシップ施設について

資料を基に社会教育課長から説明

【質疑】

委員

使用料等はどうなるのか。

社会教育課長

有料を原則とさせていただく。細かい規則については、今後、近隣他市の状況を参考にし、条例改正案として作成していく予定。

委員

こどもの居場所事業に関しても有料なのか。

社会教育課長

館として入場料を徴収することはしないが、夜間等に、こどもの居場所スペースを使用してコンサートを行う等の場合は、使用料が発生する。

副委員長

公民館とどう違うのか。

社会教育課長

公民館のように社会教育施設として教育プログラムを持っているわけではなく、コミュニティセンターのような貸館的なものになる。ギャラリーとスタジオを活用して、情報発信の場となればと考えている。今までに類例がない施設と考えてもらえるといい。

委員

延べ床面積3,391.14㎡のうち3分の1の約1,100㎡が公共施設になるとのことだが、先ほど、1階の約半分が公共施設になるとの説明があった。これだと計算が合わないが、どういうことなのか。

社会教育課長

各階の面積が全て同じというわけではなく、2階3階は1階に比べて面積が小さくなっている。それらをトータルで見ると、建物の約3分の1が公共施設という計算になる。

生涯学習部次長

新習志野公民館の延べ床面積が900㎡であるので、新習志野公民館よりも少し広くなる。

施設は壁で仕切ったスペースを非常に少なくした形態となっている。スタジオについては防音効果を上げるために壁で仕切っているが、それ以外の箇所については入口から反対側まで全部が見えるようになっている。何か行事等が催される場合はそのスペースをギャラリー的に活用し、そうではない時には、パネルでこどもの居場所スペース等とギャラリー部分を区分けして使用するようになっている。

コミュニティセンターや公民館と違う形態をとるため、利用者が何処かの部屋を予約しないと使用できないというわけではなく、交流の場というイメージである。1階の半分のスペースには保健施設であるデイサービス施設が入っているので、そのよう

な方々との交流もできるようにという想定もしている。

また、資料1 ページ目で、平成15年度～平成16年度から間がずいぶんと空いていることについてだが、平成15年度～16年度には、地域の方々に「どのような施設が望ましいのか」「どのような施設を作ったら地域が活性化するのか」ということを日本大学生産工学部の先生方が中心となってワークショップを開催した。ある一定の方向性は見出せたが、その後、財政的な問題により計画が停滞していた時期があった。その後、企画政策部の方で検討が始まり、「民間の力を導入し、民間の方々にここの土地を自由に使っていいので、何か習志野市のためになるものを作っていただけませんか。ただし、地域の方々が使用できる公共施設の部分も一緒に作って下さい」と公募をしたところ、何社かから応募があり、プロポーザル時に愛友会が提示してきたのが、この小規模介護老人保健施設である。3階建ての施設で、1階部分の約1000㎡は公共施設として、愛友会の方で作るという提案であった。それを受けて、選定を行い、議会の議決を経て承認をいただき、現在に至る。

事務局

当該施設の2階3階及び1階半分のスペースについては、愛友会が経営する、小規模介護老人保健施設となる。老人のリハビリテーションを中心とした医療サービスを提供し、老人の自宅復帰を目的とした施設である。3カ月毎に施設のサービス計画である“ケアプラン”というものを作成し、元の生活に戻るために必要な身体状況や家庭環境等を勘案したうえで自宅復帰できるようなサポートをしていく。

生涯学習部長

病院が医療施設ならば、老人ホームは在宅施設である。その中間の施設というのは今までなかったが、現在見直され始めている。ケアセンター習志野も中間施設だが、比較的在宅型の施設である。今回の小規模介護老人保健施設は、ケアセンター習志野以上に医療的な要素が大きく、リハビリを中心に行う中間施設となる。そういう意味では、愛友会は「病院・介護老人ホーム・中間施設」を経営する中で、その施設同士を連携させていくのではないかと考える。

生涯学習部次長

仮称大久保パートナーシップ施設は、建物内の1,100㎡が公共施設、それ以外は小規模介護老人保健施設というふうにはっきり分かれていると解釈していただければと思う。

委員

駐車場はないのか。

社会教育課長

業務用の駐車スペースしか確保できていない状態であり、近隣の駐車場を利用していただくしかない。駐車場については、現在も検討中である。

委員長

警察署の駐車場はどうなのか。

生涯学習部長

そこは国有地になっていて、国は売却の方向で動いているが、なかなか民間の買い手が見つからない状態である。

生涯学習部次長

まだ検討中なのだが、近隣の保育所の駐車場を空いている時間お借りするのも考えている。何より、バス停が近いのでコミュニティバスをご利用いただければ思う。

委員長

以上で第5回習志野市社会教育委員会議を閉会する。

～閉会～

議事録署名
